

平成 20 年 6 月 11 日

岡山サッカーリーグ 各リーグ 常任運営委員会 委員長 殿
社会人連盟運営委員会 委員 殿

社会人サッカー連盟委員長
柴岡富美男

審判報告書等の提出について（通達）

前略

従来から実施されている審判報告書等の提出について、提出先や提出条件等が不明確になっていましたので、役員改選の機会を利用して明確にすることにしました。下記要領にて実施するように、依頼審判への連絡をよろしくお願いします。

記

1. 岡山サッカーリーグでの試合及び社会人連盟主催の各種大会において、規律フェアプレー委員会に処分を検討してもらいたい事案（一発退場処分や退席処分等）が発生した場合は、審判報告書や問題事項の報告書を下記の規律フェアプレー委員に提出して下さい。
2. 地区リーグの試合での事案はリーグの事務局を経由して提出することとし、県リーグや連盟主催の試合での事案は直接提出して下さい。
3. 審判報告書等は当該試合日の翌々日迄に規律フェアプレー委員に郵送するか、ファックス又は E-MAIL にて報告して下さい。（郵送費は当該試合の審判手当てより支出願います）
4. 規律フェアプレー委員は報告を受けた審判報告書等の内容を確認し、2 試合以上の出場停止が必要と思われる事案に対しては、社会人連盟規律フェアプレー委員会を開催し処分を決定する。1 試合の出場停止処分の事案は規律フェアプレー委員会は開催しない。
5. 規律フェアプレー委員会のメンバーは連盟委員長以下の 4 役、規律フェアプレー委員、及び当該リーグの常任運営委員長とする。必要に応じて会場運営責任者や当該選手等より事情聴取することが出来る。規律フェアプレー委員会は持ち回り委員会として実施しても良い事とする。
6. 社会人連盟の規律フェアプレー委員会で審議する事案については、(財)岡山県サッカー協会の規律フェアプレー委員会に報告し、処分内容の妥当性を確認する。社会人連盟の規律委員会で審議出来ない事案については、(財)岡山県サッカー協会の規律フェアプレー委員会に審議を依頼する。
7. 出場停止等の処分の程度に関わらず、処分内容の通告書を当該選手等の所属するリーグとチーム運営責任者宛に発行する。発行は規律フェアプレー委員が行い、郵送、ファックス又は E-MAIL の何れかによる。又、規律フェアプレー委員は処分状況の報告を連盟運営委員会にて適時行う。
8. 会場運営責任者は、規律フェアプレー委員会より事情聴取の依頼が有った場合に、その事案の状況が説明できる様に、一発退場処分や退席処分の状況等に関係者より事情聴取して把握しておいて下さい。

以上

審判報告書の提出先：岡山社会人サッカー連盟事務局
E-mail：syakaijin@okayama-fa.or.jp